

ふくいの木販売力強化・販路拡大支援事業補助金の優先採択の考え方

令和7年4月1日付け県材第1653号制定

第1（基本的考え方）

ふくいの木販売力強化・販路拡大支援事業補助金の優先採択に当たっては、別紙1に定める事業主体ごとの県の施策に合致し、重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した取組み事項に対する得点（以下「優先得点」という）を基準として、優先採択するものとする。

第2（優先採択の考え方）

優先採択については、事業計画ごとに別紙1を基に算出された優先得点の高い順番に予算の範囲内で事業計画での要望額を満額配当するものとする。

なお、優先得点と同じ場合は、前年度の県外・国外における県産材販売額が大きい事業を優先的に配分する。

第3（その他）

計画変更等により、事業主体が当初の配算額の執行が見込まれない場合は、必要に応じて、事業主体へ減額内示した上で、調整を行うこととする。調整の際には、当初第2の規定に基づいて算定した得点によりには、優先採択に至らなかった事業主体の最上位の者から採択することとする。

第6（配分基準の考え方の見直し）

本通知の配分基準の考え方については、県の施策推進の観点等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則 この考え方は、令和7年4月1日より適用する。

(別紙1)

ふくいの木販売力強化・販路拡大支援事業補助金優先採択における優先得点の算定基準

〈項目〉

指標	内容
業種	製材業
	家具業
	その他
前年度の県産材使用量(製品)	100m ³ 以上
	1m ³ 以上～100m ³ 未満
	0m ³ 以上～1m ³ 未満
	0m ³
今年度の県産材使用増加の見込量(製品)	100m ³ 以上
	1m ³ 以上～100m ³ 未満
	0m ³ 以上～1m ³ 未満
前年度の県外・国外における県産材販売額	50,000千円以上
	10,000千円以上～50,000千円未満
	1,000千円以上～10,000千円未満
	～1,000千円未満
事業計画書の総合評価(実行可能性や将来性、効果など)	非常に優れている
	優れている
	適切
輸出事業計画(農水省)の認定を受けている	認定有
	認定無
「ふくいの木づかい企業宣言」を宣言している	宣言有
	宣言無
「ふくいSDGsパートナー」に登録している	登録有
	登録無
「パートナーシップ構築宣言」※1を宣言しているか	宣言有
	宣言無
「ふくい女性活躍推進企業」※2に登録されているか	宣言有
	宣言無
新商品の開発を計画に含むか	含む
	含まない

※1 取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」防止を代表者名で宣言し、「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において公表すること。

※2 県の「ふくい女性活躍推進企業」に登録し、県ホームページにおいて公表されていること。